

ウクライナ避難民支援に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）、公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「乙」という。）及びNPO法人アルペなんみんセンター（以下「丙」という。）は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、神奈川県内に避難しているウクライナ人等（以下「ウクライナ避難民」という。）の支援に関し、連携・協力するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密に連携・協力し、ウクライナ避難民が安心、安全に生活できる環境を整備することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）ウクライナ避難民の状況把握に関すること
- （2）市町村等と連携したウクライナ避難民の生活サポートに関すること
- （3）ウクライナ避難民の日本語教育に関すること
- （4）ウクライナ避難民の交流事業に関すること
- （5）通訳・翻訳等の言語支援に関すること
- （6）その他、甲、乙及び丙が必要と認める取組に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、随時、情報交換し、協議を行うものとする。

3 甲、乙及び丙は、第1項各号に定める事項を実施するにあたり、県内市町村や事業者、その他の団体等との連携を図るよう努めるものとする。

（内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、処理するものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日までに、甲、乙及び丙のうち、いずれからも解約の申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を終了させることができるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-39 湘南国際村センター内
公益財団法人かながわ国際交流財団
理事長 北村 明

丙 神奈川県鎌倉市十二所 80
NPO 法人アルペなんみんセンター
理事長 榎川 勝也